

## 公益財団法人北海道科学技術総合振興センターにおける 競争的研究費等の不正防止に関する基本方針

### 【目的】

第1条 公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（以下、「センター」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）に基づき、センターにおける競争的研究費等の不正を防止することを目的として、以下のとおり基本方針を定める。

### 【責任体系の明確化】

第2条 競争的研究費等のセンター内での運営・管理に関わる責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系をセンター内外に周知・公表する。

2 センター監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や第4条で定める不正防止計画が適切に実施されているか確認し、意見を述べる。

### 【環境整備】

第3条 競争的研究費等の適切な運営・管理に向け、競争的研究費等に関わるセンター役職員に対しコンプライアンス教育と啓発活動を実施し、意識の向上と浸透を図る。

2 競争的研究費等に係る事務処理手続きに関するルールを定め、明確かつ統一的な運用を図る。

3 外部からの告発等の取扱や調査及び懲戒に関する規程を整備する。

### 【不正防止計画の策定・実施】

第4条 不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定・実施する。

### 【研究費の適正な運営・管理】

第5条 前条で策定した不正防止計画に基づき、適正に予算を執行する。

2 研究費等の執行に関する書類やデータ等は、文書管理規程に基づき保存しなければならない。

### 【情報発信・共有化の推進】

第6条 競争的研究費等の使用に関するルール等について、センター内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

### 【モニタリングの実施】

第7条 この基本方針の実効性を担保するために、内部監査規程等に基づき定期的なモニタリングを行う。

附則 平成28年6月29日制定

附則 令和8年3月27日改正